

実験動物焼却炉の安全を求める陳情について（陳述）

最初に書面の「1、陳情の要旨」について（短いので）読み上げます。

- 1) 以下、陳情に至った状況を申し述べます。
陳情の要旨に、武田薬品が現在建設中の研究所にきわめて大規模な実験動物の死骸を焼却する炉を設置するとの計画について記載しましたが、いま武田薬品はまさに焼却炉の許可申請を県に出すところであるとか、申請に当たり事前協議の段階にあるとかと、聞こえてくる状況にあります。
- 2) これまでも武田薬品にたいして市民は動物実験とその後始末にあたる焼却について、感情論は極力はさめぬようにして実務的な内容を繰り返し質問してきましたが、大阪十三の実績が十分あるのにもかかわらず、解答はいつも曖昧にされ「近隣には迷惑はかけない」との言葉の繰り返しに終始してきました。しかしその度に市民側は不安を増すばかりでした。
- 3) 本年6月の医薬研究本部長（小高氏）の書面による回答でも「動物焼却炉について立地を規制する法律は無い、WHOでも出していない」と主張されています。その様な状況から、焼却炉の許可申請を目前にして、すくなくとも私共がWHOの指針の英文を読んでどう考えているかを陳情書の中で明らかにしつつ、公衆衛生の観点から武田薬品は実験動物の焼却炉の説明を、責任を持って実施するよう求めるものです。
- 4) WHO指針において解釈の違いは重要ではありますが、筋道立った説明であれば、専門家でない私共も理解でき判断もできます。
- 5) もうひとつの不安は、焼却の対象です。一般ゴミの法律が有って、まちなかでクルマに轢かれるとかその他で動物や鳥が死んでいると、それは拾われてゴミ焼却場で処分されることから、「実験動物の死骸も敷地内の施設で一般ゴミと同じように扱う」というのが武田薬品の説明です。
- 6) しかし厚生省も環境省も実験動物を一般ゴミであるということを言ったことは無いようです。むしろ感染性廃棄物そのものであるため、本年5月には、環境省はその焼却方法をふくめ対策マニュアルを更新したことを存じています。（このあとで、武田薬品も焼却炉設計方針の変更をようやく決意したのではなからうか？）

- 7) トリインフルで養鶏場が膨大な被害を蒙った事例は記憶にあらたですが、環境省のいう感染性廃棄物の事例にあたるでしょう。
- 8) 神奈川県が実施した環境アセスの終了が工事着工の大義名分でした。焼却炉にしても、市民が居住する地域と焼却炉との距離が30mほどであっては、あいだに何ら緩衝地帯的なものは無く、またP3施設についても(研究室の数や広さといった)詳細はわからず、これらはみな、最先端技術を駆使していく研究所であろうことを思えば、ブラックボックスのままの施設建設にたいして、近隣は怯えている、これが市民の状況だといえます。
- 9) 例として、今泉の焼却炉のときや、関谷の生ゴミ処理施設の際のように、可能なかぎり説明を尽くすべき施設であり、市のまちづくり条例が動物の焼却炉について指導要綱を定めていることでもありますので、(市の環境部専門職員が武田薬品の周知に立ち会うなどをして)市民の命と財産を守るべく対処をお願いします。
- 公衆衛生には精神的な面も重要であって、正しいプロセスを経ず研究所が稼動するようでは、まちづくりの根底がくずれる思いがします。このような思いは致したくはありません。

以上で陳情に至った状況をおわります。お聴きいただきありがとうございました。

12月11日(カッコ内、口述せず)